

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

專決第4号

專決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和8年8月10日専決

龜山市長 櫻井 義之

市道における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和８年６月２９日午後５時３０分頃、亀山市上野町地内の市道上野井尻線において、路面に生じていた陥没により、これを通過した相手方車両の左前輪及び左後輪を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

3 損害賠償の額

1 0 0 , 4 9 6 円